

危機関連保証の概要等

- 内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りD I 等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置。
- 本措置は、危機の状況が去った段階で速やかに終了しなければ市場を歪めることにもなりかねないため、原則1年以内と予め期限を区切って実施する。（ただし、経済産業大臣が認める場合には、更に1年の延長が可能。）

(1) 危機関連保証の概要

対象者	売上高等が減少する等、経営の安定に支障を生じていることについて市区町村長の認定を受けた中小企業者
保証限度額	通常の保証枠と別枠で最大2.8億円 (普通2億、無担保0.8億、特別小口0.2億) ※セーフティネット保証、災害関係保証(東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に限る)、東日本大震災復興緊急保証と合わせて5.6億円まで
保証割合	100%保証
保証期間	10年以内(据置期間2年以内)
保証料率(保険料率)	0.8% (0.41%)
てん補率	90%
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・指定期間内に貸付を実行する必要あり。 ・取扱金融機関は本制度に係る貸付が完済となるまでモニタリングを行い、信用保証協会に対してその内容を報告する必要あり(ただし、経済産業大臣が指定する期間内においては、報告義務はない)。

(2) 危機発生から危機関連保証の利用までのフロー

